様式２

# 会　　議　　録

| | |
|---|---|
| 会 議 名 | 令和８年度　第１回　山形市成年後見推進協議会 |
| 開催日時 | 令和８年７月２９日（水）１４：００～１５：３０ |
| 開催場所 | 山形市男女共同参画センター　視聴覚室 |
| 主　　催 | 山形市福祉推進部長寿支援課、障がい福祉課 |
| 出 席 者 | 【委員】<br>宮城学院女子大学　教育学部教育学科　名誉教授　熊坂　聡<br>山形県弁護士会　高齢者・障がい者に関する委員会　委員長　石垣　肇之<br>成年後見センター・リーガルサポート山形　支部長　石沢　光康<br>山形県社会福祉士会　副理事長　手塚　敬一郎<br>山形さくら町病院　医療福祉相談室　室長　後藤　和樹<br>山形市民生委員児童委員連合会　常任理事　石澤　章光<br>山形県知的障がい者福祉協会<br>（社会福祉法人ほのぼの会　わたしの会社）　遠藤　暁子<br>山形市地域包括支援センター　権利擁護部会　代表<br>（済生会なでしこ地域包括支援センター）　種本　佳奈恵<br>山形市障がい者自立支援協議会<br>（地域活動支援センターおーる）　佐田　静枝<br>やまがた市民後見サポートセンター　副理事長　栗田　俊彦<br>山形県健康福祉部高齢者支援課　課長　川井　幸樹<br>（代理：主査　田島　幸）<br>【オブザーバー】<br>山形家庭裁判所　主任書記官　佐藤　圭師<br><br>【事務局】<br>（山形市福祉推進部）<br>山形市福祉推進部長　平吹　史成<br>福祉推進部次長（兼）長寿支援課長　阿部　伸也<br>長寿支援課　課長補佐　加藤　慶子<br>長寿支援課　課長補佐（兼）ようご支援係長　進藤　義悦<br>長寿支援課　ようご支援係　社会福祉士　渋間　仁敬<br>長寿支援課　ようご支援係　主事　石井　尚希<br>障がい福祉課長　清野　開<br>障がい福祉課　障がい福祉第二係長　太田　陽子<br>障がい福祉課　障がい福祉第二係　主任精神保健福祉士　大津　菜月<br>障がい福祉課　障がい福祉第二係　主事　秋場　凌<br>（山形市社会福祉協議会／山形市成年後見センター）<br>山形市社会福祉協議会　常務理事　髙瀬　謙治 |

| | | |
|---|---|---|
| | 事務局長 | 佐藤　貴司 |
| | 事務局次長（兼）成年後見センター長 | 結城　英彰 |
| | 相談支援課　権利ようご係長 | 児玉　和行 |
| | 相談支援課　権利ようご係　主査 | 神谷　晃司 |
| | 相談支援課　権利ようご係　主任 | 関口　知恵子 |
| 議　　題 | 下記のとおり | |
| 資　　料 | 別添のとおり | |
| 一般傍聴者数 | ０人 | |
| 傍聴した記者数 | ０人 | |
| 作 成 者 | 長寿支援課　ようご支援係　石井　尚希 | |

１　開会

２　山形市挨拶

３　自己紹介

４　会長の互選、職務代理者の指名

司会：

要綱第４条第１項に「推進協議会に会長を１人置き、委員の互選によりこれを定める」とあるので、委員の皆様に会長についてお諮りする。

委員：

後見制度だけでなく、社会福祉全般に精通している熊坂委員にお願いできればと思うがいかがか。

司会：

ただいま熊坂委員に会長をお願いする声が挙がったが、委員の皆様いかがか。

委員：

異議なし。

司会：

異議がないので、熊坂委員に会長をお願いする。

引き続き要綱第４条第３項に基づき、会長不在時の職務代理者を会長の指名により決定する。熊坂会長いかがか。

熊坂委員：

「山形県弁護士会」からご推薦をいただいた「石垣委員」に会長不在時の職務の代理をお願いする。

５　会長挨拶

山形市の高齢者保健福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画が令和 8 年度をもって終了し、第 10 期の計画策定の準備に入る段階である。高齢者保健福祉計画の中で位置づけられている成年後見制度利用促進基本計画も、今後の見直しに入る段階であり、令和 8 年度が非常に重要な時期である。併せて、6 月に成年後見制度を見直す改正民法が国会で成立しているため、今後の動きを注視して対応していく必要がある。委員の皆様から様々なご意見をいただきたい。

※ これより「次第６　報告」、「次第７　協議」及び「次第８　情報共有」の議長を熊坂会長が務める。

６　報告

（１） 令和 7 年度における山形市の利用促進の取組状況について

〇事務局児玉、進藤より、資料１に沿って報告。

質問及び意見なし。

（２） 各団体・機関の活動状況について

〇各委員より資料２に沿って報告。

※以下、資料２の内容以外で報告された内容を記録。

委員：

当院の活動状況としては、通院中または入院中の患者さんの対応である。具体例として、訪問看護を利用してグループホームに入居されている 50 代の精神障がいの方に対し、お手元に配付されている山形市成年後見制度活用検討チェックリストを活用した事例があった。活用したワーカーとしては非常に判断しやすい好材料だったということで、今後も積極的に活用していきたい。

また、前回の協議会で報告した、癌の闘病中で ADL の低下も進み、身寄りなく入院費の支払いや各種制度の利用ができなかった方について、成年後見制度の活用を山形市に相談したところ迅速に対応していただいた。1 月に相談して 7 月に後見人が決まったため、事務局から説明があったとおり概ね 5 ヶ月かかった。主な理由としては慎重に親族調査を進めるという事情があるためやむを得ないと理解した。しかし、患者さんはどんどん症状が進んでいくため、後見人の早期決定がなされると非常に助かると思われる。

委員：

民生委員児童委員は各地区協議会で対応をしている。第 4 地区社協で今年の 9 月に「終活へのチャレンジ」というテーマで会議体を予定している。議題の一つとして成年後見制度を加えている。

委員：

明らかな成年後見制度に関する相談であれば成年後見センターにつないでいるが、そうでない相談ケースが増えている。特に利用者からの金銭面に関する相談が非常に多く、その対応として 8 月 10 日には社協の生活サポート窓口の方を講師に迎えて相談支援事業所に対する研修会の開催も予定している。相談の例として、仕事を辞めたが見つからない、生活費の目途が立たない、スマホで詐欺に引っかかり借金が膨れ上がっているなどである。今回の研修は、成年後見センターにつなぐかどうかも含めて、相談支援専門員として何ができるのか助言をいただく機会として考えている。

委員：

見守りが必要なレベルの方がお金をおろす場合、実際どうしたらいいのかわからない。例えば自立支援事業を利用すればお金をおろせるがそもそも自立支援事業を利用するための契約ができない。財産管理人が代理でお金をおろすこともできないようであり、金融機関が現実的にどのような取り扱いをしているのか情報不足だと感じている。

任意後見契約を結ぶとき、任意後見監督人の申立てをしなければいけないが、それがどのタイミングなのかわからず、常に問題意識を感じている。今回の法改正で任意後見監督人をつけなくてもよくなるのかどうか情報収集を進めている。

7　協議

（1）　令和８年度の山形市の利用促進の取り組みについて

〇事務局進藤より、資料３ に沿って報告。

質問：会長

事務局からの報告の中で、山形市の計画見直しのために国の次期計画の進捗を伺いたいということがあったが、委員から情報提供あればいただきたい。

意見：委員

国の次期成年後見制度利用促進基本計画のスケジュールについて、厚生労働省の担当者に確認したところ、専門家会議が年内に終わる予定で、次期計画への着手はその後と聞いている。改正後の法律の施行が遅くとも令和 10 年度中であることが想定され、次期基本計画は現行制度と新制度が併存する期間を含むことになるため、制度の運用のあり方と体制整備のあり方について、今年９月までワーキンググループにより集中検討されるとのことだった。県や市町村が来年度の予算編成の準備を進める９月頃の時点でどこまで国から情報提供されるか不透明な状況ではあるが、厚生労働省及び法務省のホームページ、厚生労働省担当者からの通知にも注視し、情報収集に努める。

質問：会長

後見制度に関する市民セミナーを、11 月に予定している権利擁護フェスとすると報告があったが、効果的な周知方法について委員の方から意見はあるか。

意見：委員

町内会長から各町内に回覧板で回していけば一般の方も目に触れると考える。

質問：会長

知的障がい者の保護者が関心を持っていただけたらいいと思うが、委員から何か意見はあるか。

意見：委員

フェスという参加しやすい形で開かれるということで、山形市を中心に各事業所に共有したい。

意見：委員

包括支援センターの立場としても興味関心のあるものになっており、包括の職員も積極的に参加できればいいと考えている。そこから住民の方への周知啓発につなげていけると考える。

交通の面で、どうしても足がなくて行きたくても行けない方もいると思う。こういったフェスのようなものが、各コミセン等でも実施できるよう、包括支援センターも協力しながら周知啓発に努めていけるといいと考える。

意見：委員

知的障がいなどをお持ちの方だと、親亡き後の問題が必ず訪れると思うが、親御さんから私が相談を受けた際はもう今から後見制度を利用したらいいのではと提案している。後見制度を親が経験することで、自分が亡くなった後に安心できる部分と不安な部分が可視化できるようになるし、正常な倫理観があればそこまで難しい作業ではないので、そのような視点で後見制度を利用してもらえると、知的障がいのある方の親御さんなどはいいのかなと思う。

意見：会長

今回の権利擁護フェスの内容は講座、個別相談及び後見人からの報告であるが、後見制度を利用してる側の内容があってもいいのではないか。フェスに参加する人も、利用者側の報告があると身近に感じられると思う。

８　情報共有

（１）「成年後見制度法改正の状況について」について

〇事務局進藤より、資料４ に沿って報告。

質問：会長

今回の法改正は大きな内容変更になっている。委員、オブザーバーにも、今回の改正に関して、補足をお願いできればと思う。

意見：委員

法改正の背景としては、高齢化の進展や単独世帯の増加など家族のあり方の変化により、成年後見制度のニーズが増加・多様化したことがある。また、自己決定権を尊重する理念の高まりを受け、成年後見制度をさらに使いやすくすることが課題として挙げられたことがある。

法改正の内容については、施行に向けて、市町村における体制整備の一環から、成年後見制度における中核機関の位置付けを令和９年４月１日から法定化する方針が示された。

中核機関の位置付けとは、今後の成年後見制度の見直しの内容次第だが、市町村は家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断にあたって意見を求められた場合に必要な範囲で適時適切に応答すること。また、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う業務と、専門職団体及び関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う業務の実施に努めることとされる。

意見：オブザーバー

今回の制度の見直しにより、現行の後見・保佐・補助の類型は、基本的に補助に一元化され、さらに個々の判断能力が回復していない場合であっても、必要がなくなれば終了することができることとなる。従って裁判所においても運用が大きく変わる法改正と承知している。ただし施行までは２年６ヶ月以内

とされており、運用検討にあたっては、関係機関の皆様と引き続き関係を構築しながら、必要に応じて意見交換や打ち合わせ等を実施していきたい。

質問：会長
事務局から、改正内容や新たな体制の周知啓発と福祉の連携について協議する必要性があると話があった。委員から何か現段階でのご意見や懸念される点などについてあるか。

意見：委員
「終われる制度」ということで被後見人の意思を尊重して柔軟な運用になるところも多い制度であると思われる。実際運用になると、これまでと大きく変わらない可能性もある。例えば、能力的に本人の同意がどうしても得られない場合は同意を求めることは出来ないし、交代する人がいなければ特定補助として終身利用になるだろうと想定される。
懸念点としては、厳格に本人の意思を尊重していこうという流れでなされた法改正であるため、診断書が二つ必要であったり、鑑定も厳格になったりするため、スピーディーな救済ができるか気になるところである。
また、スポット的な利用になりすぎると、長期間かけて報酬を回収することができなくなるため、なり手が減る可能性もあると懸念している。
制度改正に合わせて勉強を積み重ねていきたいと思う。

質問：会長
福祉の連携について、委員から何かご意見はあるか。

意見：委員
まだ想像できないところがあり、引き続き情報収集しながら、法改正の具体的内容が示されたときに社会福祉士会の中でもいろいろな部分をシミュレーションしながら利用者の不利益が生じないように準備して進めていく必要があると思っている。

質問：会長
背景には自己決定を尊重する理念の高まりもあると話があったが、障がいの有無にかかわらず自己決定権を尊重するという点で病院は日々難しい局面に遭遇していると思われる。
委員は新しい仕組みに対してどのように思うか。

意見：委員
病院の患者さんでいうと、高齢者なら認知症の方、障がい者なら精神疾患の患者が後見制度の対象になるが、後見・保佐・補助の三類型が一元化されることで、本人の判断能力を診て医師が作成する診断書がどうなるかなど、わからない部分が多いので注視していきたい。

質問：会長
スポット利用となると、それが終わった時に福祉支援が登場して連携が必要となる。
連携に関して、疑問に思う点、気になる点などあるか。

意見：委員

メリットがあっての法改正であると思うが、デメリットの部分がどのように出てくるかは動いてみないとわからないと思う。司法と福祉の連携については、どのような場面でどこが責任を持ってやっていくのか見えてこない。現場で困ったときにどのようなツールを使えば連携が進むのか疑問に思った。

質問：会長

その辺りについて、委員から何かご意見あるか。

意見：委員

後見の必要がなくなった場合は親族に戻すという柔軟性が求められることが今後増えてくるため連携が必要になる場面は増えてくると思う。ただ本当に救済が必要な人の場合は、同意権がない特定補助という形でスピーディーに救済する運用になると思われるので、権利擁護の部分が低下することはないと思っている。

9　閉会